

筑西市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

筑西市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画の策定を目的とする。なお、計画の策定に当たっては、介護保険法等の関連法令、国の通知・指針等を踏まえたうえで、筑西市の上位計画である「筑西市総合計画」等との整合を図るものとする。

また、本計画は、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を包含するものとする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 業務内容

(1) 現状把握・分析

筑西市の関連資料を基に現状の把握・分析を行う。基礎データの収集、調査、分析及び整理をし、現計画の現状と検証・問題点の見直しを行う。

- ① 統計的把握
- ② 国・県等の指針等の把握、上位計画及び関連計画の動向把握
- ③ 第 9 期計画の検証及び課題の抽出
- ④ 各介護保険サービス種別における利用実績と計画給付見込量の達成度の把握・分析
- ⑤ 関係各課、関係機関等の現況把握
- ⑥ 保健福祉サービス関連施策の進捗状況や実態把握

(2) アンケート調査の集計・分析

筑西市において実施したアンケート調査における調査票の回収済分をデータ入力し、集計・分析を行い、筑西市の高齢者を取り巻く環境、傾向、特徴、課題等を示し、第 9 期調査までの比較等を含めた調査結果報告書としてとりまとめるまでの作業一式を行う。

■アンケート調査

A. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【現状】対象者に配布した 4,000 件のうち 2,393 件回収済、自由回答欄の記録済

B. 在宅介護実態調査

【現状】対象者に配布した 600 件のうち全件回収済、回答は全て Excel データ入力済

C. 介護事業所等を対象とした各種調査

【現状】在宅生活改善調査 令和 8 年 3 月 24 日付 31 事業所に送付

居所変更実態調査 令和 8 年 3 月 24 日付 38 事業所に送付

介護人材実態調査 令和 8 年 3 月 24 日付 172 事業所に送付

■集計・分析

- ① 単純集計の他、分析に必要なクロス集計及び自由回答のとりまとめ
- ② 地域包括ケア「見える化」システム登録のためのデータ作成及びデータ登録
- ③ 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した分析・課題の抽出
- ④ 第9期までの調査結果報告書の内容を踏まえたうえでの課題の抽出

(3) 介護サービス事業量推計、介護保険料の算定、数値目標指標設定等

介護サービスごとに給付費の実績や調査結果等を勘案し、現状の把握と評価を行い、目標年度における各年度のサービス量を推計するとともに、その確保策の検討を行う。

また、高齢者人口の推移・介護保険サービスの利用者数の推移の実績を踏まえ、サービス量の推計と介護保険料の算定を行う。

なお、将来推計は、同時期に策定される関連計画や既存計画の目標数値との整合性を図る。

- ① 計画策定に必要な人口等の推計
 - ア 将来人口、高齢者人口
 - イ 被保険者数、認定者数（総合事業対象者を含む。）
 - ウ 認知症高齢者数
 - エ その他計画策定のために必要があると認められる各種基礎資料
- ② 介護保険事業数値の分析
 - ア 過年度の給付費実績の分析
 - イ 過去とのデータ比較及び全国・県内における市町村比較や数値、差異として考え得る要因の分析
- ③ 介護保険サービス利用者等の推計
 - ア 施設サービス利用者の推計
 - イ 居宅サービス利用者の推計
 - ウ 地域密着型サービス利用者の推計
 - エ 居宅介護支援の利用者の推計
- ④ 介護保険サービス必要量の推計
 - 人口推計、給付費実績（介護予防・生活支援サービスを含む）、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果等を踏まえたサービス必要量の推計
- ⑤ 地域包括ケア「見える化」システムを活用した第1号被保険者の保険料額の推計

(4) 計画骨子案及び素案の作成

上記の調査分析及び検討結果を踏まえるとともに、各種会議での議論や関係機関との協議・調整を図りながら計画の骨子案・素案のとりまとめを行う。今後、取り組む事項を検討し、基本理念、施策の体系、施策・事業の検討、推進していくための方策等を明確にしたうえで、計画の骨子案及び素案を作成する。

- ① 基本的方向性の検討、各事業の進捗管理のための指標及び数値目標の設定
- ② 認知症施策推進計画策定に関する支援
- ③ 骨子案及び素案の作成
- ④ パブリックコメントの実施支援

(5) 会議等運営支援

- ① 策定委員会（全4回）
 - ア 会議資料原稿データ作成

イ 会議への出席及び運営支援

ウ 議事録作成（要旨）

※ 会議開催前には検討会を行い、会議に使用する資料は開催の7日前までに提出すること。

※ 策定委員会には受託者の担当研究員が出席すること。

② 担当事務局との協議打合せ（適宜実施）

ア 計画の調査及び策定、進行に係る協議・打合せ、助言・提案等を適宜行う。

イ 打合せは原則、担当研究員の来庁により行うものとするが、緊急に調整を要する場合等においては、電話、電子メール、web等による打合せも可能とする。

ウ 軽微な事項を除き、確認事項については記録を作成すること。

③ 計画策定に係る介護保険法等の関係法令の改正に関する情報の提供

④ 国・県等の調査・照会に関する回答作成支援（データ抽出、資料作成等）

（6）計画書及び概要版の編集・校正・修正作業

計画書及び概要版の企画、デザイン、編集、校正、修正等を行う。なお、編集にあたっては、市民にわかりやすく読み手の興味を惹くデザイン・構成に配慮すること。

（7）成果品

① 調査結果報告書 A4判／モノクロ編集／データ一式

② 計画書 A4判／110頁程度／モノクロ編集／データ一式

③ 概要版 A4判／8頁／カラー編集／データ一式

④ 上記①～③を含む調査・策定に係る関連資料、計画書等の計画策定関連のデータ一式（Word、Excel等）、計画書の原稿及びホームページ掲載用PDF版データ一式をCD-ROM等の電子媒体に記録し納入する。

5 疑義の解決

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は定めのない事項で業務遂行上必要な場合は、筑西市と受託者間で協議のうえ、解決を図るものとする。

6 その他

（1）受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打合せを行い、国・県等が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは必要に応じて行うこと。

（2）計画等の成果品は、筑西市に帰属し、筑西市の許可なく公表、貸与及び使用をしないこと。

（3）受託者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本委託の内容及び関連資料の内容を他に漏らし、又は本委託の目的以外に使用してはならない。また、契約期間満了後又は解除後も同様とする。

（4）受託者は、本委託に伴い取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。当該個人情報については、筑西市の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、適切に管理すること。